鳩山由紀夫内閣における外務省在外職員の子女教育手当に係る改革に関する質問主意書

出者 鈴木宗男

提

鳩山 由紀夫内閣における外務省在外職員の子女教育手当に係る改革に関する質問主意書

弁書 とする『在勤手当プロジェクトチーム』を立ち上げ、第一回会合を本年十月二十七日に開催した。今後一か 手当に関しては、 月を目途に在勤手当の検証を進める予定であり、 外務省在外職員に対して支給されている子女教育手当について、 (内閣衆質一七三第一六号。 岡田外務大臣の指示に基づき外務省内に武正外務副大臣と吉良外務大臣政務官をメンバー 以下、 「政府答弁書」という。)では その結果も踏まえて今後、 昨年十一月六日に閣議決定された政府答 「御指摘の子女教育手当を含む在勤 子女教育手当を含む在勤手当の

その結果、 前文で触れた 平成二十二年度予算において実際にそれがどの様に反映され、 「在勤手当プロジェクトチーム」 により、 子女教育手当についてどの様な検 どの様な見直しがなされたのか 証 がなされ

説明されたい。

在り方に対する検討を行ってまいりたい。

」との答弁がなされている。

右を踏まえ、

質問する。

答えすることは差し控えるが、 ついて照会を行っているが、具体的な企業名及び調査結果については、 過去の答弁書で、 「海外駐在員を有する主要民間企業に対して、 子女の教育のための経費を全額支給する企業、 毎年十月頃に海外駐在員への諸手当に 当該民間企業との関係もあり、 支給限度額を設けていたと お

業が多く、 いると認識している。」との答弁がなされていることを受け、 しても外務省の在外職員の子女教育手当限度額より高く設定する企業及び大学生までを対象年齢とする企 外務省の在外職員に対する子女教育手当は、 民間企業との比較においても妥当な制度となって 過去の質問主意書で、

- ①「子女の教育のための経費を全額支給する企業」
- 「支給限度額を設けていたとしても外務省の在外職員の子女教育手当限度額より高く設定する企業」
- ③「大学生までを対象年齢とする企業」

たものであり、 に対して情報を開示する必要があると考える。 民間企業との比較の上で、社会通念上妥当なものと同省が認識しているのか等について、 原資としているものである。そうである以上、その額がどの様な根拠の下決められているのか、どの様な なされている。言うまでもなく、 とは差し控えたい。」、 は何社あるかと問うたところ、 お答えすることは差し控えたい。」と、それぞれの企業数を明らかにできない旨の答弁が 「お尋ねについては、 過去の答弁書では「照会を行った民間企業との関係もあり、 外務省在外職員に対して支給されている子女教育手当は、 また、 外務省の部内のみで参考にする情報との前提で照会を行っ 同省大臣官房による照会の対象となった民間企業の 可能な限り国民 国民の税金を お答えするこ

ても、 る。 は、 ③の企業数について明らかにすることが、照会に応じた民間企業との信義に悖るというのなら、 ③の企業数について明らかにしたところで、その企業名等、 数については、 企業の了解を取れば問題はないとも思料する。右について「政府答弁書」では かにしない限り、 今後同種の照会を行う際は、 外務省の部内のみで参考にする情報との前提で照会を行ったものであること、また、 駐在国の学校事情により支給内容が異なる場合があることから、 」との答弁がなされているが、 同省は過去の答弁書において八社であることを既に明らかにしているところ、 対象となった民間企業が不利益を被ることはないと考えられる。 照会対象企業に対してどこまでが開 鳩山由紀夫内閣発足後、 個別具体的に企業が特定され得る情報 子女教育手当に関する照会がどの様に 示可能かについて確認することとい 概にお答えすることは困難であ 「御指摘の企業数について また、 仮に右の①から 同一企業であっ 右の①から 事前に各 を明ら

 \equiv る国民の理解を得るべく、今後国民に対してどの様に情報開示をしていく考えでいるのか説明されたい。 鳩山内閣として、二で挙げた①から③の企業数の公表をはじめ、 外務省在外職員の子女教育手当に対す

変わっているのか説明されたい。

右質問する。